

社会福祉法人あだちの里 給食費免除制度について

給食費免除制度とは、社会福祉法人あだちの里が設置する障害福祉サービス事業所等で給食の食材料費について、ご家庭の負担を軽減するために、その費用を免除する制度です。

1 対象となる方

社会福祉法人あだちの里が設置する障害福祉サービス事業所等を利用するご利用者の保護者等

2 対象となる要件

障害福祉サービス受給者証利用者負担に関する事項「負担上限月額」が「0円」と記載されている方（ご利用者のほとんどが0円）

3 対象期間

ご利用者が障害基礎年金を受給できる満20歳となる月まで

4 免除の金額

昼食 1食当たりの330円

1カ月当たりの概ね免除額 ¥6,600円 （1カ月20食）

5 申請方法

事業所にある申請用紙に必要事項を記入の上、障害福祉サービス受給者証を添え、各通所先に提出

～当法人の事業所は、利用料の負担を軽減し、利用していただきます。～